

記者発表資料
令和7年7月30日
復興・危機管理部復興支援・伝承課
災害援護班 齋藤
電話：022-211-3433

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる
災害救助法の適用について

1 災害の概要

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、宮城県は7市7町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【宮城県】 石巻市 （いしのまきし） 塩竈市 （しおがまし） 気仙沼市 （けせんぬまし） 名取市 （なとりし） 多賀城市 （たがじょうし） 岩沼市 （いわぬまし） 東松島市 （ひがしまつしまし） 亘理郡亘理町 （わたりぐんわたりちょう）	7月30日	令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
亘理郡山元町 （わたりぐんやま もとちょう） 宮城郡松島町 （みやぎぐんまつ しままち） 宮城郡七ヶ浜町 （みやぎぐんしち がはままち） 宮城郡利府町 （みやぎぐんりふ ちょう） 牡鹿郡女川町 （おしかぐんおな がわちょう） 本吉郡南三陸町 （もとよしぐんみ なみさんりくちょ う）	7月30日	令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2 これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等